

新旧対照表

高知県建築士法施行細則（昭和25年規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別記第1号様式（裏面） 1 拘禁刑以上の刑に処せられたことがありますか。 附則 この規則は、令和7年6月1日から施行する。	別記第1号様式（裏面） 1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。